

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書 (企業単独型技能実習)

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員の場合のみ記載。	

記

【任務（技能実習責任者に就任する場合）】

- 1 技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関する職員を監督すること。
- 2 技能実習の進捗状況を管理すること。
- 3 以下に関する事項を統括管理すること
 - (1) 技能実習計画の作成
 - (2) 技能実習生が習得等をした技能等の評価
 - (3) 法務大臣及び厚生労働大臣又は機構に対する届出、報告、通知その他の手続
 - (4) 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
 - (5) 技能実習生の受入れの準備
 - (6) 技能実習生の保護
 - (7) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
 - (8) 国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整

【任務（技能実習指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習の指導を行うこと。
- 2 技能実習の目標の達成状況を公正に確認すること。（技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格に係る目標の場合を除く。）

【任務（生活指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 2 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗ることで技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生又は外国の準

備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。

- 3 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあっては第13条（第12条第1項第2号イからハまで）、技能実習指導員にあっては第12条第1項第2号、生活指導員にあっては第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

※表題及び下線部については該当しないものを二重線で削除すること。

年 月 日 作成

技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の氏名

(印)

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書 (団体監理型技能実習)

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員の場合のみ記載。	

記

【任務（技能実習責任者に就任する場合）】

- 1 技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関する職員を監督すること。
- 2 技能実習の進捗状況を管理すること。
- 3 以下に関する事項を統括管理すること
 - (1) 技能実習計画の作成
 - (2) 技能実習生が習得等をした技能等の評価
 - (3) 法務大臣及び厚生労働大臣又は機構に対する届出、報告、通知その他の手続
 - (4) 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
 - (5) 技能実習生の受入れの準備
 - (6) 技能実習生の保護
 - (7) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
 - (8) 国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整

【任務（技能実習指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習の指導を行うこと。
- 2 技能実習の目標の達成状況を公正に確認すること。（技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格に係る目標の場合を除く。）

【任務（生活指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 2 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗るなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していません。
- 3 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあっては第13条（第12条第1項第2号イからハまで）、技能実習指導員にあっては第12条第1項第2号、生活指導員にあっては第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

※表題及び下線部については該当しないものを二重線で削除すること。

年 月 日 作成

技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の氏名

(印)